

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則……………（畜産振興課）	52
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則……………（農業経営課）	52
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	53
告 示	
○平成23年度鳥獣保護区の更新……………（自然環境課）	54
○平成23年度特別保護地区の指定……………（自然環境課）	60
○平成23年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（自然環境課）	61
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（医療業務課）	62
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	62
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	63
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	63
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	63
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	64
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	65
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（4件）……………	74
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	79
道立図書館告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	81
規 則	
家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第64号	

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び」を「又は」に改め、同条第12号中「第52条」を「第52条第1項」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「及び」を「又は」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、同条第6号中「及び第2項」を「若しくは第2項（同条第1項ただし書及び第2項については、第13条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第13条の2第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6）法第12条の4第1項の規定による報告に関する事務

第10条中「第13条第1項」の次に「又は第13条の2第1項」を加える。

第12条第1項中「第2条第1項」を「第3条第1項又は第5条第1項」に改める。

第14条の見出し中「と殺」を「と殺等」に改め、同条中「第19条」の次に「又は第26条第2項」を加える。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

別表第2を次のように改める。

区分	方法
伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体	焼却
その他の家畜伝染病の患畜若しくは疑似患畜の死体又は法第17条の2第1項の指定家畜の死体	焼却又は埋却
伝達性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品	焼却
炭疽 ^そ の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品	焼却又は埋却
その他の家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品	焼却、埋却又は消毒

別記第7号様式及び別記第8号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第10条の改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年9月30日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第65号 北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。 第12条の4の見出し中「入学検定料」を「授業料」に改め、同条第2項中「当該入学」を「当該入校」に改める。 第19条の5第2項中「第12条の3」の次に「及び第12条の4第2項」を加える。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	大臣に届け出ること。 (2) 第46条の19第1項又は第2項の規定に基づき、届出伝染病等病原体の種類等の事項又は届出に係る事項を変更した旨を農林水産大臣に届け出ること。 別表第4の家畜保健衛生所の事項第1項第6号中「の規定」を「又は第17条の2第6項の規定」に改め、同号を同項第12号とし、同項第5号中「の規定」を「又は第17条の2第5項の規定」に改め、同号を同項第11号とし、同項第4号中「第12条の4第2項」を「第12条の6第2項」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の3号を加える。 (8) 第13条第4項又は第13条の2第8項の規定に基づき、家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長に通報すること。 (9) 第13条の2第4項の規定に基づき、検体を家畜防疫員に採取させること。 (10) 第13条の2第7項の規定に基づき、判定の結果を家畜又はその死体の所有者等に通知すること。 別表第4の家畜保健衛生所の事項第1項第3号中「第12条の4第1項」を「第12条の6第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第2号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。 (4) 第12条の4第2項の規定に基づき、家畜の所在地を管轄する市町村長に通知すること。 (5) 第12条の5の規定に基づき、家畜の所有者に対し家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われるよう必要な指導及び助言をすること。 別表第4の家畜保健衛生所の事項第1項中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。 (1) 第4条第4項又は第4条の2第4項の規定に基づき、家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報すること。 別表第5第10項第4号中「の規定」を「（これらの規定を第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項に次の3号を加える。 (29) 第26条第1項又は第2項の規定に基づき、緊急調査を行い、又はこれを終了すること。 (30) 第28条第1項の規定に基づき、緊急調査のため他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を作業場として一時使用すること。 (31) 第29条第1項の規定に基づき、土砂災害緊急情報を関係市町村の長に通知し、及び一般に周知させるため必要な措置を講ずること。 附 則 この訓令は、平成23年10月1日から施行する。
訓 令	
北海道訓令第14号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成23年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の家畜保健衛生所の事項第1項第8号中「第58条第4項」を「第58条第5項」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第7号を第13号とし、同号の次に次の8号を加える。 (14) 第46条の5第1項の規定に基づき、家畜伝染病病原体の所持の許可を農林水産大臣に申請すること。 (15) 第46条の8第1項の規定に基づき、許可事項の変更の許可を農林水産大臣に申請すること。 (16) 第46条の8第2項又は第3項の規定に基づき、許可事項の変更について農林水産大臣に届け出ること。 (17) 第46条の11第2項の規定に基づき、家畜伝染病病原体の種類、滅菌譲渡の方法等の事項を農林水産大臣に届け出ること。 (18) 第46条の12第1項又は第2項の規定に基づき、家畜伝染病発生予防規程を作成し、又はこれを変更し、及びその旨を農林水産大臣に届け出ること。 (19) 第46条の13第1項及び第2項の規定に基づき、病原体取扱主任者を選任し、又はこれを解任し、及びその旨を農林水産大臣に届け出ること。 (20) 第46条の18第1項及び第2項（これらの規定を第46条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害時の応急の措置を講じ、及びその旨を農林水産	告 示

北海道告示第603号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 東明鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

美幌市東明町に所在する三角山を稜線とする南西面に急斜する用地と隣接する東明公園を含む一帯の地域で、カラマツの人工林や、ナラ、イタヤ、カバ等の天然林で、公園内にはサクラ、ナナカマド、シラカバ等が植栽整備され、アカゲラ、ヤマガラ、ゴジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場や憩いの場として親しまれており、昭和46年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 2(1) 名 称 定山溪鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、札幌市南区の定山溪地区に位置する豊平川沿いの区域であり、全区域が支笏洞爺国立公園内にある。区域内の定山溪温泉は、豊平川の溪流沿いに位置する北海道有数の温泉地で、遊歩道等も整備され、温泉利用のほか自然観察の場、憩いの場として親しまれ年間入込数は200数十万人にも達している。

また、定山溪温泉周辺は、良好な森林で野生鳥獣が多く生息している。

当該区域は、昭和26年に国設鳥獣保護区として野生鳥獣の保護が図られるようになり、昭和56年には国設鳥獣保護区を廃止し、道指定鳥獣保護区として指定され現在に至っており、保安林にも指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 3(1) 名 称 半月湖鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

羊蹄山山麓にある半月湖の周辺の森林で天然広葉樹林が多く、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキ、ホオノキ、ハリギリ、カンバ類が見られる。民有地は、昭和40年代中頃分譲されたもので、開発行為はされず、自然林になりつつあり、鳥獣の生息環境として良好な地域である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護繁殖を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 4(1) 名 称 京極鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、京極町市街の北東約5キロメートルの地点に位置し、双葉ダムに接する国有林野で、天然林針広混交林、トドマツ等造林地、その他広葉樹林からなり、樹種もミズナラ、シナノキ、ハルニレ、イタヤカエデ、ホオノキ、キハダ、ナナカマド等豊富である。下層植生は、クマイザサ、ヤマブドウ、コクワ、ツタウルシ、ヨモギ、フキ、イタドリ等が見受けられ、ユキウサギ、シマリス、ハヤブサ、トビ等の森林性

鳥獣の生息に良好な環境であることから、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 5(1) 名 称 大谷地鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、共和町市街地の南約10キロメートルに位置し、道道岩内洞爺線に沿った標高770メートルから1,100メートルの区域で、ニセコ積丹小樽海岸国定公園特別保護地区及び第1種特別地域に含まれているとともに、ニセコ神仙沼自然休養林に指定されている。神仙沼、長沼といった湖沼群及びそれに至る高層湿原が主体であり、ワタスゲ、ショウジョウバカマ、ヒオウギアヤメ等の湿性植物が生息、林相はハイマツ、エゾマツ、ダケカンバ、イタヤカエデ等で、下層植生はクマイザサ、ヤマブドウ等が見受けられる。カッコウ、ヤマゲラ、ユキウサギ、イタチといった森林性の鳥獣のほか、マガモ、カルガモ等の水鳥の生息環境として好適であり、また、高層湿原内を巡る木道が整備され、多数の利用者が訪れる自然観察の場としても重要であることから、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 6(1) 名 称 小樽市旭町鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

小樽駅より西へ約2キロメートルの地点に位置し、標高100メートルから280メー

ルの森林で、昭和50年代に生活環境保全林整備事業が実施されている。

林内はカラマツを主体とした人工林で、局所的にトドマツ、クロマツも点在し、沢筋の低地には、シラカバ、ナナカマド、ハンノキ、エゾヤマザクラ等の広葉樹が人工林に混入し鳥獣の生息に良好な環境となっている。

また、当地では森林性の鳥獣を手軽に見ることができるとともに、林内にある展望台から小樽市内が一望できるなど市民の入り込みの多い地区である。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護繁殖を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 7(1) 名 称 太陽の園鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、トドマツ、カラマツ、オウショウアカマツの造林地と針広混交林となっており、林相の変化に富む森林である。

身近な里山で、フクロウ、クマガラなど森林性鳥獣の生息環境として好適であることから、昭和46年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 8(1) 名 称 倶多楽湖鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、登別温泉の東方に位置しており、地獄谷入口から観光道路を約7キロメートル進んだ地点にある。

倶多楽湖は、流入・流出する河川のない典型的なカルデラ湖で、湖の周囲はミズナ

ラ、ダケカンバ、シナノキなどの天然性広葉樹で構成される森林に覆われ、一部アカエゾマツ、トドマツの人工林がある。地被植物としてチシマザサが全域にわたり地表を覆い、優れた自然景観を呈している。

また、支笏洞爺国立公園区域に含まれている。キツツキ科の鳥類やフクロウなど森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針
次のとおり

- 9(1) 名 称 平取鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、平取町本町市街地の北東部に隣接し、地形は比較的起伏に富み、区域の西側をオバウシナイ川が流れ、一級河川沙流川に注いでいる。

区域の東側は、カシワ、シラカバ、ミズナラ、サクラ等の広葉樹を主体とした天然林であるが、区域の西側は生活環境保全林整備事業によって整備され鳥獣の観察に適しているほか、ナナカマド、エゾノコリンゴ等の食餌木の植栽も行われている。

また、区域内には、北海道が指定した「義経神社の栗」記念保護樹木がある。このように、市街地に隣接しているにもかかわらず、小型鳥獣の生息に適しており、住民が森林や鳥獣と触れ合う場として良好な自然環境を保持している区域である。

ウ 管 理 方 針
次のとおり

- 10(1) 名 称 赤心の森鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、浦河町荻伏町市街から約11キロメートル北東の、新ひだか町三石との

町界に位置し、近くを元浦川が流れているほか、区域のほぼ中心に、以前に農業用水として利用された沼がある。広葉樹を主体とした天然林が多く、ミズナラ、カシワ、ホウノキ等が生育しており、ウソ、キレンジャク等が生息し、初冬には区域内の沼にカモ類が飛来してくる。

また、全域が環境林整備事業によって整備され、エゾヤマザクラを主体とした植栽が行われており、区域の外周と沼を中心として散策路が設置されているなど、鳥獣の観察に適していることから、平成3年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針
次のとおり

- 11(1) 名 称 椴川鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、JR江差駅から南東約7キロメートルに位置しており、ブナ、ミズナラ等の広葉樹林を主体とし、ヒノキアスナロ、トドマツ等の針葉樹林の混交する針広混交林からなる、標高100メートルから400メートル前後の丘陵地である。区域全体が国指定の天然記念物（ヒノキアスナロ及びアオトドマツ自生地）であるほか、国有林の保護林（椴川植物群落保護林）にも指定されている。ヒヨドリ、ヒガラ、ホオジロ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針
次のとおり

- 12(1) 名 称 江差松ノ岱鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、ＪＲ江差駅から北北東約１キロメートルに位置しており、樹齢50年を超す広葉樹林の天然林を主体とし、一部に針葉樹が混交する森林であり、カッコウ、ウグイス、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和46年に道指定鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 13(1) 名 称 北檜山鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月１日から平成33年９月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、せたな町北檜山市街地から南西約２キロメートル、後志利別川と太櫓川の中間の国有林野に位置し、ブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等からなる広葉樹林を主とし、トドマツ、カラマツ等の造林地が混交する標高約50メートルから140メートルのおおむね緩傾斜な丘陵地である。ヒヨドリ、シジュウカラ、ハシブトガラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 14(1) 名 称 北檜山浮島鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月１日から平成43年９月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、せたな町北檜山区から南東約２キロメートルに位置しており、ブナ、

ミズナラ、ヤチハンノキ等の広葉樹林を主体とし、一部トドマツ、カラマツ、スギ等の人工林が点在する地域であり、森林性の鳥獣であるカッコウやウグイス等が生息している。

また、区域の一部は、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区として指定されているほか、「浮島公園」として地域住民の自然観察の場として親しまれており、平成３年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 15(1) 名 称 貝取澗川鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月１日から平成33年９月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、せたな町大成市街から南東約８キロメートルに位置しており、ブナを主体とし、ミズナラ、イタヤカエデ等の林相に富む優れた広葉樹林を主体とする、標高12メートルから570メートルに及ぶ丘陵地である。キセキレイ、オオルリ、カワガラス等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 16(1) 名 称 かなやま湖鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月１日から平成43年９月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、人造湖であるかなやま湖西側部分並びにその周辺の国有林及び民有林からなり、森林区域は、トドマツを主体とし、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等

の針広混交林からなっている。林相の変化に富む優れた天然林であり、かなやま湖は、イトウも生息している等魚類相も豊かである。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 17(1) 名 称 メグマ沼鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、稚内空港の南東に位置しており、面積25ヘクタールのメグマ沼（海跡湖）とその周辺の湿地原野から構成されており、メグマ沼とその周辺77ヘクタールは北海道自然環境等保全条例に基づく自然景観保護地区に指定されており、水鳥類、草原性鳥類が生息するほか、渡り鳥の中継地となっており、平成3年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 18(1) 名 称 上丸鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

遠軽町丸瀬布上丸に所在する当該地域は、ＪＲ丸瀬布駅の西方約18キロメートルに位置し、区域の北方には標高1,306.2メートルの北見富士がある。

林相は、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ、ニレなどの広葉樹を主体としており、一部にトドマツの天然林がみられる。地形は、標高500メートル前後から、1,306.2

メートルを最高峰とする山稜地である。

鳥類では、ノスリ、ヤマシギ、カッコウ、ツツドリ、フクロウ、コノハズク、ウグイス、エナガ、ホオジロ、アオジ、カワラヒワなどの森林性鳥類が生息し、獣類では、エゾモモンガ、エゾユキウサギ、エゾリス、エゾシマリス、キタキツネ、エゾクロテンなどが生息している。

当該地域は、針広混交の天然林であり、鳥獣の生息地として好適であることから、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護・繁殖を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 19(1) 名 称 トエトコ鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

湧別町登榮床及び北見市常呂町字栄浦に所在する当該地域は、湧別町本町から東方に約6キロメートルに位置する平坦地で、網走国定公園の一部であり、北方にはオホーツク海、南方にはサロマ湖に挟まれた地域である。

林相は、イタヤカエデ、ヤチダモ、カシワ、ミズナラ、シラカバ、シナノキなどの中大径木の天然林が大半を占めている。

鳥類では、ノスリ、エゾライチョウ、オオジシギ、カッコウ、ツツドリ、フクロウ、ヨタカ、アカゲラ、モズ、コルリ、ウグイス、エナガ、ヒガラ、ホオジロ、マヒワ、カワラヒワなどの森林性鳥類が生息し、獣類では、エゾユキウサギ、エゾリス、エゾシマリス、キタキツネ、ミンクなどが生息している。

当該地域は、サロマ湖畔に所在し大半が天然林であり、鳥獣の繁殖に好適なため、多種の鳥獣が生息している。現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護・繁殖を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 20(1) 名 称 牡蠣島鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

北見市常呂町字栄浦に所在する当該地域は、常呂中心部から西方約8.5キロメートルに位置する平坦地で、網走国定公園の一部となっており、西方にサロマ湖が一望できる。林相は、イタヤカエデ、ヤチダモ、カシワ、ミズナラ等の中大径木の天然林が大半を占めている。鳥類では、ヤマシギ、オオジシギ、カッコウ、ツツドリ、フクロウ、ヨタカ、ノビタキ、アカゲラ、モズ、コルリ、ウグイス、エゾムシクイ、エナガ、ヒガラ、ホオジロ、マヒワ、カワラヒワなどの森林性鳥類が生息し、獣類では、エゾユキウサギ、エゾリス、エゾシマリス、キタキツネ、ミンクなどが生息している。

当該地域は、鳥獣の生息地として好適であることから、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護・繁殖を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 21(1) 名 称 国見山鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、音更町然別及び芽室町西士狩に所在し、J R 柏台駅から北西約4キロメートルに位置している。標高約100メートルの段丘地で、ナラ類やカシワ類の天然広葉樹林、トドマツやカラマツ等の人工林で構成され、ハシブトガラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 22(1) 名 称 狩勝鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新得町新内に所在し、J R 新得駅から北北東約10キロメートルに位置している。起伏をなす緩傾斜地形であり、ナラ類やカンバ類の天然広葉樹林、トドマツやカラマツ等の人工林で構成され、アカゲラ、シジュウカラ、ハシブトガラ等の鳥獣が生息している。

また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 23(1) 名 称 宮の森鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、陸別町宮の森に所在し、市街地にある陸別町役場から北方向約0.3キロメートルに位置している。地形は急傾斜地を含み起伏をなす丘状であり、ナラ類やカンバ類の天然広葉樹林とトドマツやカラマツ等の人工針葉樹林で構成され、コゲラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ等の鳥獣が生息している。住民の自然観察の場として親しまれており昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。

また、林野庁から「宮の森風景林」に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針

次のとおり

- 24(1) 名 称 東山鳥獣保護区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、浦幌町字東山及び南町に所在し、J R浦幌駅から東北東方向約2キロメートルに位置している。起伏をなす緩傾斜地形で、ナラ類、シナ類、タモ類等の天然広葉樹林及びカラマツやトドマツ、アカエゾマツ等の針葉樹林で構成され、アカゲラ、エゾリス等の鳥獣が生息している。当該地域周辺には、浦幌森林公園（キャンプ場や散策路等）や野球場等が隣接し、広く地域住民等の利用に供されている。 また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和56年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保する。 ウ 管 理 方 針 次のとおり 25(1) 名 称 阿寒鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 この地域は、釧路市阿寒町の中心市街地を含み阿寒川及び舌辛川流域の平野が広がっており、希少鳥類であるタンチョウの越冬地として知られている。とりわけ当該地の中央部に位置する「釧路市阿寒国際ツルセンター」には冬期間給餌場が設置され、多数のタンチョウが飛来する。 また、周辺の河川は時々休息場所として利用されている。このため、タンチョウの保護が必要であり、一帯を鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続きタンチョウの保護が必要であるため、鳥獣保護区の指定を更新する。 なお、更新に当たり指定区分を、森林鳥獣生息地の保護区から指定目的のタンチョウの保護に即して希少鳥獣生息地の保護区に変更する。 ウ 管 理 方 針 次のとおり 26(1) 名 称 子野日鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）	(4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 この区域は、厚岸町の市街地に隣接し、厚岸湖に面した丘陵地にあり、小規模ながら天然の針広混交林で、鳥獣の良好な生息環境となっている。このため、公園内の散策路は利用者も多く、また、遊戯施設もあることから、鳥獣の生息環境の保全と利用者の安全確保を図る必要があるため、昭和56年に鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合いや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管 理 方 針 次のとおり （「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第604号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 平成23年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 名 称 大谷地特別保護地区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 特別保護地区の指定目的 大谷地鳥獣保護区は、共和町市街地の南10キロメートルに位置し、道道岩内洞爺線に沿った標高770メートルから1,100メートルの区域で、ニセコ積丹小樽海岸国立公園特別保護地区及び第1種特別地域に含まれているとともに、ニセコ神仙沼自然休養林に指定されている。神仙沼、長沼といった湖沼群及び高層湿原が主体であり、湿性植物が生息し、林相はハイマツ、エゾマツ、ダケカンバ、イタヤカエデ等、下層植生はクマイザサ、ヤマブドウ等が見受けられ、カッコウ、ヤマゲラ、ユキウサギ、イタチ
---	--

といった森林性の鳥獣のほか、マガモ、カルガモ等が生息している。

当該区域は、チセヌプリの北麓、標高770メートルに位置し、神仙沼をはじめ大小様々な沼が点在している区域であり、後志管内では神仙沼にのみ生育するネムロコウホネや、ミツガシワ、ツルコケモモ、ヒオウギアヤメ等の水性・湿性植物のほか、チングルマやハイマツ群落、ダケカンバ、ナナカマド等の樹林など、多様な自然環境を誇っている地域である。神仙沼を中心とした高層湿原は、湿地から森林に遷移するエリアをもつ広く開放された場所であり、湿原性の草本、クマイザサ群落、ハイマツ群落等の低木林、ダケカンバなど高木の混在したエリアなど、多様な環境が含まれている。エゾライチョウ、ヨタカ等森林性の鳥類のほか、コルリ、コマドリなどのササ原や、オオルリ、ノゴマなどの水辺などをその利用環境に含む種も生息しており、森林の周辺にある多様な環境が多種多様な森林性鳥獣の生息を支えている。このため、当該区域は、大谷地鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管 理 方 針
次のとおり

- 2(1) 名 称 椴川特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成43年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
イ 特別保護地区の指定目的

椴川鳥獣保護区は、ＪＲ江差駅から南東約7キロメートルに位置し、ブナ、ミズナラ等を主体とする広葉樹林とヒノキアスナロ、トドマツ等の針葉樹林の混交する針広混交林からなる、標高300メートルから400メートル前後の丘陵地である。区域全体が国指定の天然記念物（ヒノキアスナロ及びアオトドマツ自生地）であるほか、国有林の保護林（椴川植物群落保護林）にも指定されており、ヒヨドリ、ヒガラ、ホオジロ等の森林性鳥獣が生息している。

特に、当該区域は椴川支流である竜巻ノ沢の最上流部にあたり、標高も高く、急斜面に渓谷が形成されている。ブナなどの混交割合が高く、特に良好な林相を形成しており、ヒヨドリ、ヒガラ等の森林性鳥獣や溪流沿いに生息するキセキレイ、オオルリ、カワガラス等多様な鳥獣の生息に特に好適な環境を形成している。このため、当該区域は、椴川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図

る。

ウ 管 理 方 針
次のとおり

- 3(1) 名 称 北檜山特別保護地区
(2) 区 域 次のとおり
(3) 存 続 期 間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
イ 特別保護地区の指定目的

北檜山鳥獣保護区は、せたな町北檜山市街地から南西約2キロメートルに位置し、標高50メートルから140メートルの丘陵地である。ブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等からなる広葉樹林を主とし、北斜面の一部にトドマツの造林地が広がる針広混交林であり、ヒヨドリ、シジュウカラ、ハシブトガラ等が生息している。

当該区域は北檜山鳥獣保護区の西端に位置し、区域内には滝石ノ沢をはじめとした小沢が流れ、水利に恵まれた地形である。ブナ、ミズナラ、トドマツ等が混交した針広混交林が広がり特に良好な林相を形成しており、加えてツタウルシ、ヤマブドウ、スゲ等の下層植生を反映し、ヒヨドリ、シジュウカラ等の多様な鳥獣が生息しており、森林性鳥獣の生息環境として特に好適である。このため、当該区域は北檜山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管 理 方 針
次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第605号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 砂川特定猟具使用禁止区域
(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 2(1) 名 称 野花南湖特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 3(1) 名 称 千歳湖特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 4(1) 名 称 室蘭特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 5(1) 名 称 苫東特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 6(1) 名 称 豊郷ダム特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 7(1) 名 称 樞法華特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 8(1) 名 称 重内特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 9(1) 名 称 鶴居幌呂特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 10(1) 名 称 北斗特定猟具使用禁止区域	(2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 11(1) 名 称 落石特定猟具使用禁止区域 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 平成23年10月1日から平成33年9月30日まで（10年間） (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器 （「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第606号 昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。 平成23年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 札幌市の項医療法人札幌円山整形外科病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改め、同項札幌心臓血管クリニックの事項中「平成24. 3.30」を「平成26. 9.30」に改め、同項新札幌循環器病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 函館市の項函館市医師会病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 旭川市の項医療法人中島病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 釧路市の項道東勤医協釧路協立病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 北見市の項北見赤十字病院及び同項医療法人治恵会北見中央病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 苫小牧市の項医療法人社団養生館苫小牧日翔病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 千歳市の項市立千歳市民病院の事項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 寿都町の項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 幌加内町の項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 羽幌町の項中「平成23. 9.30」を「平成26. 9.30」に改める。 幌延町の項中「幌延町立病院」を「幌延町立診療所」に、「天塩郡幌延町栄町7番地」を「天塩郡幌延町1条北2丁目1番18」に、「平成24. 6.30」を「平成26. 9.30」に改める。 北海道告示第607号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区
---	---

の定款の変更を認可した。

平成23年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成23. 9.16 浦臼土地改良区
同 23. 9.20 南るもい土地改良区

北海道告示第608号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成23年8月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函館どつく株式会社
(2) 住 所 函館市弁天町20番3号
- 4 落札金額
51,450,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成23年7月5日付け北海道告示第463号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小樽市（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡寿都町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課並びに小樽市役所及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第611号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

札幌盤溪19（Ⅱ－0－H21－001）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

札幌宮の森1（Ⅰ－0－549－2967）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区宮の森（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

円山川（Ⅰ－01－0400）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区円山西町5丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

琴似川1の沢川（Ⅰ－01－0450）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区宮の森（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

琴似川2の沢川（Ⅰ－01－0460）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区宮の森1条18丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

琴似川3の沢川（Ⅰ－01－0480）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区宮の森2条17丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

琴似川4の沢川（Ⅰ－01－0490）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区宮の森2条17丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

盤溪1の沢川（Ⅰ－01－0640）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

盤溪1の沢川（左支川）（Ⅰ－01－H21－002）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

盤溪2の沢川（Ⅰ－01－0670）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 光の森学園沢川（Ⅰ－01－0700） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区盤渓（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 採石場裏の沢川（Ⅲ－01－H21－004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区盤渓（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 市民の森沢川（Ⅲ－01－029） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区盤渓（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 光の森上の沢川（Ⅰ－01－031） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市中央区盤渓（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第612号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成23年9月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	札幌宮の森4条11丁目1（Ⅰ－0－43－43） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森4条11丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森4条11丁目2（Ⅰ－0－44－44） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森4条11丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森3条12丁目1（Ⅰ－0－45－45） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森3条12丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森3（Ⅰ－0－47－47） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森・宮の森4条13丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森4（Ⅰ－0－48－48） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森1条15丁目（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森5（I-0-49-49） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森・宮の森1条16丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森6（I-0-50-50） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森・宮の森1条16丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森10（I-0-51-51） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森・宮の森2条17丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森11（I-0-52-52） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森・宮の森2条17丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森12（I-0-53-53） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森13（I-0-54-54） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森15（I-0-55-55） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町・円山西町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町1（I-0-56-56） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町・円山西町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町2（I-0-57-57）
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 3（I－0－58－58） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町・円山西町 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 4（I－0－59－59） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 6（I－0－61－61） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町・円山西町 3 丁目・円山西町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 7（I－0－62－62） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町・円山西町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 8（I－0－63－63） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町・円山西町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 5 丁目 2（I－0－64－64） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 6 丁目 1（I－0－65－65） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 6 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 10（I－0－66－66） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 10 丁目・円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
---	---

23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山1（I-0-67-67） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山・円山西町10丁目・双子山2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪5（I-0-70-70） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪9（I-0-71-71） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪12（I-0-72-72） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪13（I-0-73-73） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪14（I-0-74-74） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪17（I-0-75-75） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森1条16丁目（I-0-550-2968） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森1条16丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町6丁目2（I-0-551-2969） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
--	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 1 条 16 丁目 (Ⅰ－0－552－2970) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 3 条 12 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 3 条 12 丁目 2 (Ⅱ－0－26－26) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 3 条 12 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 4 条 12 丁目 (Ⅱ－0－H17－001) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 4 条 12 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 2 条 16 丁目 (Ⅰ－0－H17－003) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 2 条 16 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	札幌市中央区宮の森 16 (Ⅰ－0－H17－004) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 1 条 16 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 4 条 13 丁目 1 (Ⅱ－0－27－27) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 4 条 13 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 3 条 13 丁目 1 (Ⅱ－0－28－28) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 3 条 13 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 3 条 13 丁目 2 (Ⅱ－0－29－29) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 3 条 13 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌市中央区宮の森 2 条 17 丁目 (Ⅱ－0－30－30) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 2 条 17 丁目 (次の図のとおり)
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森 7 (Ⅱ-0-31-31) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 1 条18丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森14 (Ⅱ-0-33-33) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 9 (Ⅱ-0-34-34) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町・円山西町 5 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌円山西町 5 丁目 1 (Ⅱ-0-35-35) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 5 丁目・円山西町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪 3 (Ⅱ-0-37-37) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪 6 (Ⅱ-0-38-38) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森 4 条13丁目 2 (Ⅱ-0-555-2336) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 4 条13丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌宮の森 9 (Ⅱ-0-556-2337) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森 1 条18丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪 1 (Ⅲ-0-5-5)
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪2（Ⅲ－0－6－6） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪4（Ⅲ－0－7－7） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪7（Ⅲ－0－8－8） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪10（Ⅲ－0－9－9） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪11（Ⅲ－0－10－10） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪15（Ⅲ－0－11－11） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌盤溪16（Ⅲ－0－12－12） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 円山川6の沢川（Ⅰ－01－0410） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 円山川 3 の沢川（Ⅰ－01－0420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 円山川 2 の沢川（Ⅰ－01－0430） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 4 丁目・円山西町 5 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 円山川 1 の沢川（Ⅰ－01－0440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区円山西町 2 丁目・円山西町 3 丁目・円山西町 8 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 琴似川（Ⅰ－01－0470） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森・宮の森 1 条18丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 琴似川 5 の沢川（Ⅰ－01－0500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	札幌市中央区宮の森 2 条17丁目・宮の森 1 条16丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 琴似川 6 の沢川（Ⅰ－01－0510） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森・宮の森 2 条16丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 琴似川 7 の沢川（Ⅰ－01－0520） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 琴似川 9 の沢川左股川（Ⅰ－01－0530） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 琴似川一号川（Ⅰ－01－0540） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区宮の森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	--

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 盤溪第1の沢川（Ⅱ－01－0630） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 盤溪4の沢川（Ⅰ－01－0660） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ゴルフ場の沢川（Ⅱ－01－0680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 幼稚園の沢川（Ⅰ－01－0690） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	盤溪峠下の沢川（Ⅲ－01－025） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 盤溪峠1の沢川（Ⅲ－01－026） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 盤溪峠2の沢川（Ⅲ－01－027） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 妙福寺右の沢川（Ⅲ－01－028） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 光の森1の沢川（Ⅲ－01－032） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤溪（次の図のとおり）
---	---

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 光の森2の沢川（Ⅲ－01－033） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤渓（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	次の図のとおり 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽赤岩2丁目3（Ⅱ－1－15－568） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市赤岩2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 盤渓橋沢川（Ⅲ－01－036） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤渓（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 光の森5の沢川（Ⅲ－01－H21－003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市中央区盤渓（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽赤岩2丁目1（Ⅰ－1－42－579） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市赤岩2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	総合振興局告示及び 振興局告示 北海道空知総合振興局告示第114号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年9月30日 北海道空知総合振興局長 武田 裕二 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック（10t級（6×6）） 1台 （交換契約により除雪トラック（10t級（6×6））1台を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を当該契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成24年3月30日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年9月30日から同年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成23年11月11日 午前10時（送付による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：satsudoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011-561-0383

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Snow Removing Truck (10 tons class / 6 wheels-drive) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., November 11, 2011

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo, Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

北海道胆振総合振興局告示第61号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年 9 月30日

北海道胆振総合振興局長 石 橋 秀 規

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
除雪ドーザ（8 t級） 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成24年 3 月30日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年 9 月30日（金）から同年10月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部会議室1（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成23年10月19日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月18日（火）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：murorandoboku.somul@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
電話番号 0143-24-9857

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Snow Removing Tire Dozer (8 tons class) Quantity 2
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 19, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than October 18, 2011)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration,
Muroran Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, 1-Gou, 4-Ban, 1-Chome, Kaigan-cho, Muroran 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9857

北海道宗谷総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月30日

北海道宗谷総合振興局長 吉田浩史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.6m・3400t） 1台
（交換契約によりロータリ除雪車（400PS級）1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を当該契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成24年3月30日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年9月30日から同年10月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8585 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎3階入札室
（送付による場合は、郵便番号 097-8585 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成23年11月10日 午後1時30分（送付による場合は、同月9日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：wakanaidoboku.somul@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 097-8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号
電話番号 0162-33-3711

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Rotary Snow Remover (length 2.6 meters / 3400 tons) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November, 10, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than November, 9, 2011)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration,
Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, 27-gou, 2-ban, 4-chome, Suehiro, Wakkanai 097-8585 Japan
Phone : 0162-33-3711

北海道オホーツク総合振興局告示第117号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月30日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

除雪トラック（10t級） 1台

（交換契約により除雪トラック（10t級）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック

1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成24年3月30日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成23年9月30日（金）から同年10月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成23年11月10日（木）午後2時（送付による場合は、同月9日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：abashiridoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

電話番号 0152-41-0708

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., November 10, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than November 9, 2011)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Kita 7-jo, Nishi 3-chome, Abashiri 093-8670 Japan
Phone : 0152-41-0708

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示34号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月30日

北海道教育庁後志教育局長 阿 部 豊

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

ア	A重油その1（小樽潮陵高校、小樽商業高校納入分）	161,400リットル
イ	A重油その2（小樽桜陽高校、小樽工業高校納入分）	181,400リットル
ウ	A重油その3（余市紅志高校納入分）	69,000リットル
エ	A重油その4（仁木商業高校納入分）	23,000リットル
オ	A重油その5（倶知安高校、倶知安農業高校納入分）	92,700リットル
カ	A重油その6（共和高校納入分）	29,000リットル
キ	A重油その7（岩内高校納入分）	38,400リットル
ク	A重油その8（蘭越高校納入分）	23,700リットル
ケ	A重油その9（寿都高校納入分）	36,700リットル
コ	A重油その10（余市養護学校しりべし学園分校納入分）	16,100リットル

アからコまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

(3) 契約期間 契約締結の日から平成24年4月30日（A重油その4については、平成24年3月31日）まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成23年9月30日（金）から同年10月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のア及びイ 平成23年11月4日（金）午前9時30分

イ 1の(1)のウ及びエ 平成23年11月4日（金）午前11時

ウ 1の(1)のオからキまで 平成23年11月4日（金）午後1時

エ 1の(1)のクからコまで 平成23年11月4日（金）午後2時30分

（送付による場合は、11月2日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局ホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyohou.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1979

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

- a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 161,400 liter
- b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 181,400 liter
- c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 69,000 liter
- d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 23,000 liter
- e Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 92,700 liter
- f Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 29,000 liter
- g Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 38,400 liter
- h Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 23,700 liter
- i Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 36,700 liter
- j Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 16,100 liter

B Bid tendering date and time :

a , b 9 : 30 A.M., November 4, 2011

c , d 11 : 00 A.M., November 4, 2011

e , f , g 1 : 00 P.M., November 4, 2011

h , i , j 2 : 30 P.M., November 4, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 2, 2011)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 2, Kita 1, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

道 立 図 書 館 告 示

北海道立図書館告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年9月30日

北海道立図書館長 河 合 正 月

1 落札に係る物品等の名称及び数量

図書 7,000冊

2 落札を決定した日

平成23年7月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社紀伊國屋書店

(2) 住 所 東京都新宿区新宿3丁目17番7号

4 落札金額

17,272,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年7月1日付け北海道立図書館告示第15号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立図書館総務企画部管理課

(2) 所在地 江別市文京台東町41番地